

近代中国と列強の利権
積弱大国に展開する経済の国際政治
斎藤良衛

書肆心水

近代
中國と列強の利権

目
次

1 世界平和と支那問題

支那問題の世界的重要	24
支那問題の我が国に対する意義	24
欧米列強現在の対支方針	25
支那問題の将来	26
支那内部より惹起すべき国際的緊張	28
支那以外より来る国際的緊張	28
関税特別会議の例	30
欧米問題と支那問題との関係	30
露支關係	31
日露關係	32
外交史実	34

2 開国始末

列強の利権競争

利権競争の時代に入る

52

東力西漸の時代と西力東漸の時代	38
支那の鎖国主義	38
東インド会社の互市協定	39
オランダの互市取り決め	40
ネルチンスク条約とキヤクタ条約	40
英國と支那開放	41
阿片戦争	42
一八五八年の天津条約	43
一八六〇年の北京条約	44
歐州諸国の対支領土的野心の兆し	45
仏の安南攻撃	46
英國のビルマ略取	47
露国の伊犁占領	48
日清戦争後の形勢	48

日清戦争後の支那の外債 53

露国の活動 53

三国干涉 55

ドイツと山東省 55

露国の旅順租借、仏国の広州湾租借等 56

英國の態度の巧妙さ 57

総稅務司問題 58

不割譲條約による勢力範囲と支那分割 59

仏の勢力範囲 60

英の勢力範囲 60

日本の勢力範囲 61

鐵道敷設権の目的 その一 62

鐵道敷設権の目的 その二 63

鐵道敷設列国競争 64

借款競争 66

湖広鉄道借款競争 68

その他の利権競争 69

4

利権競争の反動（1）——支那側より起つた反動

利権回収運動とその先駆
康有為の改革と団匪事件

72

載振貝子の政治改革、商都の創設、農工商部の施設

73

鉄道回収

75

京漢線の回収

76

その他の鉄道の回収

76

5

利権競争の反動（2）——列国の自衛と自制

外国側より起つた反動

82

英露協商

84

英独関係

85

英仏関係

85

関係国間の同盟

86

日英同盟

86

利権競争の反動（3）

日露協約 87
日仏協約 88

支那の領土保全、主権尊重と商工業の機会均等主義提唱

一八五八年の天津条約 92

一八九九年へー提議 93

一九〇〇年の英独協商 96

米国の監視的態度 98

機会均等主義の曖昧 99

華府會議の九国条約の具体的規定 101

九国条約により支那は当事国の一となる 103

九国条約に署名せざる諸国と機会均等主義 104

関税に関する特別規定

極東問題諮詢院 105

列強の協同歩調時代

支那の統一（1）

支那の政費借款	113
四国財團と六国財團	116
極東における列国協調と歐洲大戦	117
支那の対独宣戦	118
列国共同の目的	119
ルート決議	121
租借地問題	122
勢力範囲問題	124
支那の中立国たる地位に就いての規定	124
日露戦争の実例	125
支那の鞏固なる中央政府の出現を希望す	128
日本と支那の統一	130
支那統一の方法	132
列強の外部的干渉による統一案	133
支那自身による支那統一	134

支那の内政に列国の干渉を許さず	1325
支那の政体問題	1327
絶対的不干渉主義の実行権	1338
臨城事件の一例	1339
干渉不干渉の限界問題	140
支那の統一（2）	
支那人と国家意識	144
支那人の政治能力	146
支那の統一と外国人利用	147
支那の統一され難い理由	149
領土の広大と交通の不便	150
人口の衆多と人種の相違、言語の不統一	152
思想風俗の相違	153
支那の統一と財政	154
列国の対支援助（1）――借款応募	

列国の対支援助（2）——関税改訂

支那の外債	160
幣制改革借款、旧コンソーシアムの活動	161
新コンソーシアムとその事業	163
新コンソーシアムに対する我が利害関係の成立	
四国共同声明	166
満蒙保留問題	167
新借款團規約の内容	175
新借款團に対する誤解	176
新借款團の活動停止とその理由	179
	181
第一次関税改訂	184
第二次関税改訂	185
第三次関税改訂	186
関税に関する華府条約	188
関税条約、関税特別会議と金フラン問題	
関税特別会議の招請	190
	191

関税自主権問題 194

関税上の拘束除去問題 197

12

列国の対支援助（3）

　　| 収入及び支出に関する或る種の関与

支那財政の紊乱

200

一九一一年幣制改革借款の条項

201

一九一三年行政改革借款

202

関税収入に対する列国の関与

204

現行税関制度と華府会議の決定

205

国際銀行委員会及び関税収入保管銀行制度

206

13

列国の対支援助（4）——各種勧告

武器の輸入禁止

212

一九一九年日英米仏その他の間の取り決め

215

一九二二年バルフォア決議

215

214

結

論

阿片、モルヒネの輸入禁止	216
万国阿片會議	216
裁兵勧告	218
督弁と省長	221
ワシントン會議における裁兵勧告	222
共同利益から独占利益を求めるに至った経過	
協調主義破綻の第一步は陸路貿易	228
合縱連衡	230
協調主義破綻の原因、不対等条約問題	238
支那の赤化問題	236
北京外交団	240
感情問題	242
反帝国主義運動	245
索引	252

近代中国と列強の利権——積弱大国に展開する經濟の國際政治

凡例

- 一、本書は斎藤良衛著『改訂増補 支那國際関係概観』（一九二五年十二月刊行第六版、國際聯盟協會）の改題改版復刻である（初版一九二四年二月）。
- 一、索引は本書刊行書が作成して加えたものである。
- 一、各章タイトルのスタイルを統一的に整理した。
- 一、本書は新字体漢字、現代仮名遣いで表記した。「廿」は旧字体ではないが便宜的に「二十」におきかえた。
- 一、現在一般に漢字表記が避けられる傾向にあるものを平仮名表記におきかえた。また例えば「已に」を平仮名におきかえたことに伴つて現在一般に漢字表記が避けられるとは言えない「既に」も平仮名におきかえることもおこなつた。
- 一、字義を同じくする漢字同士では、現在一般に使われないほうの字を他方におきかえた（例、聯盟→連盟、劃定→画定、取極→取り決め）。
- 一、送り仮名を現代一般の感覚で違和感ない範囲に調整した。
- 一、表記の揺れは或る程度統一的に処理した。
- 一、読み仮名ルビを付加した。
- 一、鍵括弧の用法は現在の慣例によつて調整した。
- 一、句読点を加減調整した。
- 一、片仮名語の表記を現代の標準的な表記に調整したところがある。また日本語片仮名表記は平仮名表

記におきかえたものがある（例 チヤンと、オイソレと）。

一、踊り字は「々」以外文字に戻して表記した。またその用法も現代の慣例に従った（例 相関々係↓相関関係）。

一、西暦年の数字表記を「千八百四十二年」の形式から「一八四二年」の形式に変更した。

一、版面上部の小見出しは本文中に挿入した。段落内の途中に小見出しがある場合はそこに改行を加えて配置した。小見出しが近接する場合には統合処理をおこなった。

一、右記の事情とは別に改行を加えたところがある。

一、明らかに原文として引用されている引用文の表記はそのままにした。ただし句点のない文章においては一文の切れ目に一文字分の空白を置いた。

一、本書刊行書による注記は「」で括って示した。

はしがき

支那問題を全然知らぬ人の手ほどきと云つたような極く簡単なものを書いてくれいとの国際連盟協会からの依頼で、昨年の正月休みに思い付いたままをぽつりぽつりと書いたのが、本書の旧版である。元々協会の雑誌の原稿の積りで書いたのだが、協会の都合で単行本になつたのだから、印刷が出来上つてから見ると、随分体裁をなさない点や、説明の不完全な所や、不充分の所がぎらにあつる。これを公刊したのは我ながら誠に恥ずかしくてならぬから、責めて形式だけでも少し整つたものにせねばならぬと始終考えていたが、公務が忙しかつたり病氣をしたりしている内に、あんたつまらぬものがわざかばかりの間に五版を重ねて終つた。ぐずぐずしていると六版にも七版にもなりそうに思われたので、大急ぎで旧版を増補訂正したのが本書である。旧版に比して幾分か頁数は増してはいるが、支那の外交関係を知らないための手ほどきと云う目的には変りはない。本書によつて、万が一にも読者の支那問題に関する常識を作り得るならば、本書出版の目的は充分達せられる訳である。

大正十四年十二月二十日

著者識

1 世界平和と支那問題

支那問題の世界的重要

支那問題の解決が世界平和と密接な関係を有するは、〔第一次世界大戦後の〕歐洲再建問題その他の歐米に関する諸問題と毫も選ぶ所なく、殊に我が国に取り前者が後者よりも幾段と主要であらねばならぬことは云うまでもない。世界平和は読んで字の如く、世界の一切の方面の平和である。紛乱の極に達していた歐洲方面が、列国の協調によつて幸いに平和の局面が展開したとするも、東洋、殊に支那方面に不和と紛争との種の絶えざる間、世界の平和の期待し得ざるは勿論である。

三、四世紀以前のように、西洋の事は西洋諸国だけで決め、東洋の事は東洋自身が決めて足れりとした時代ならばともかく、今日のように東西両洋の関係が有機的になり、一方における平和の障害が同時に他方の障害となる時代にあつては、世界平和の理想実現のためには、是非とも東西両洋の恒久的平和の確立を必要とする。この意味において余は東洋問題を世界問題なりとの意見を有する者の一人である。

支那問題の我が国に対する意義

しかし東洋と西洋との何れの平和が当面的の問題であるかは時代に依り、また国によつて一様ではないことは勿論であつて、我が国の立場から見ると東洋大局の平和が主眼であらねばならぬ。我々の目に映づる西洋問題は東洋問題を基準としてのものであるべきこと、あたかも欧米諸国が

東洋問題を、先ず西洋問題を頭に置いて考えると同じである。我が國の支那に関する外交が常にこの見地の下に行われたことは、外交史を通覧すれば直ぐに分るし、将来もまた然りでなければならぬ。

しかしここに注意を要する一事がある。我が國は東洋に位しながら、他の東洋地方、殊に支那に対する施設は、西洋諸国、なかんずく、英、米、仏、蘭、西等の諸国よりも、ずっと時代が後れたため、東洋問題の消長が欧米諸強国の相関関係に左右せられた事実は、その後我が國の国際的地位が大いに向上了した今日になつても、まだ全く消失するまでになつておらぬ。これがため、東洋問題は西洋諸国の態度如何に依り、或いは非常な重大なものとも見え、或いはそうでもなくも見えることがある。東洋問題の世界問題たること、及びこれが我が國に取つては、世界何れの地の問題よりも直接緊要な関係のあることには始終変りのあらうはずはないが、その現実の外交現象として現われる程度と体裁とが、欧米諸強国の態度に依つて必ずしも一様でないのは自然の数である。

歐米列強現在の対支方針

これを今日の実際から見ると、歐洲諸国は歐洲大戦の善後措置問題に没頭して、また他を顧みるのいとまがない。最近になってドーナツ案の実施せられ、ドイツの復興に一段の進捗を見、國家安全保障問題もまたロカルノ會議の結果一段の進展を示しており、その他各般の事態が一步一步

歐洲再建に向つて進んではいるものの、その完成の前途甚だ遼遠である事は万人の認むる所であろう。従つて支那問題は歐洲諸国に取つて第二義の問題であるから、自然東洋を多く顧みるの余裕が出来て来ないので各国は何れも事なき主義を取つており、また他方支那問題當面の解決原則はワシントン會議で大体決まつており、近き将来においては同會議の後始末の外、新しい大問題が出て来ないと云う見定めを付けているものとも見え、かたがた今日のところ支那問題は、歐洲問題に圧倒されて表面上至極平穏に見えていた。また米国方面から見てもこれとほぼ同様で、官民の注意が主として歐洲問題に向つていることは、想像に難くない。素より米国の対支活動は今日においても歐洲諸国との如く消極的ではない。現に支那無線電信問題に対する態度に見ても、はたまた関税増徴による収入の使途問題に対する遣り口から見ても、主張の当否は別として、意氣と活動とは歐洲諸国とは大いに趣を異にしている。また米国の対支外交政策の一大要點であつた支那における機会均等、門戸開放の主張は、事ある毎に強硬に繰り返されている。その他、米国の支那問題に対する覺悟の程を知るに足る實際問題は絶無ではない。しかしワシントン會議後年所久しきからず、歐洲諸国との支那における活動のほとんど休止し、我が國が列国との協調方針を取つてゐる今日、米国としては先づ以て事態が大体満足に進展してゐるものと認めてゐるから、支那に対し歐洲大戰以前のように力こぶを入れる必要がなくなつたと見るも大過なかろう。

支那問題の将来

これがため、支那問題は少なくとも当分のところ、進まず退かずと云つた状態を持続して行くものと想像される。しかしながら、世態の変化は一日も止まない。今日を以て明日を卜し難い。差し当り支那問題が国際的事件として取り扱われる機会が少ないと云つて、事態の変遷が何時までもこれをこのままにしては置かぬ。将来支那に關する問題のアキュートになる時代が来るに決まつてゐる。欧洲再建が曲りなりにも片が付けば、或いは片が付くと云う見込みが付けば、歐米諸国の眼は直ちに支那に向つて来るものと見ねばならぬ。欧洲再建の実現が、前途遼遠であるとは云うものの、今日でも、もう少しは目鼻が付いて來ているから、関係諸国の意気込みと出方如何によつて案外早く何とかなるかも知れぬ。もし何とかなるとしたならば、結局は関係諸国との妥協互譲によつて、政治的にまた經濟的に各国の守るべき限界が定められる事にならねばならぬ。そうすると各国の欧洲方面における活動の自由は大いに制限せられ、強国はその余力を用うるの地少なきに至るべきは見易い道理である。そこで活路を欧洲以外に求むるの余儀なきに至るであろう。殊に欧洲再建に伴う經濟復興は、製品の販路と原料品の供給先とを見出すことを緊切ならしめる。そして支那は實にこれ等の欲求を満足させる最も重要な地方の一つとなるは必定である。そこで支那問題は晚かれ早かれ欧洲大戦前のような活氣を回復するに決まつてゐる。いや或いは欧洲再建の進展を待たないかとも考えられる。

支那内部より惹起すべき国際的緊張

歐洲諸国が歐洲再建を待たずに支那において活動するに至る原因は如何と云うに、これには色々な事態を想像する事が出来る。が、最も重なるものと認められるものののみを述べると、第一に支那自身の事情の変化で、第二は支那以外の諸国の事情の変化である。支那自身の事情の変化と云うのは、主として支那の外国の政治上及び經濟上の重大な利益を侵害するような事態を意味する。今日こそ欧米諸国は歐洲問題に忙殺せられて支那を多く顧みないが、それは一方支那の事情が早急に変化しないと云う見定めを付けているからのことと、もし何等か突発的出来事が、欧米諸国の既得の利益を危殆ならしめるようなことが起つたら、欧米諸国も決して今日の態度を持続するとは思えない。ところで支那の現状は、その内紛において、その國際條約違反事件の頻発する点において、今日程國際關係を緊張せしむべき事項の多いことは過去数十年間その比を見ない。従つて支那自身の事態の変化に伴う支那問題の白熱化は、近き将来においてもあり得べきことと思う。

支那以外より来る国際的緊張

のみならず支那以外の方面から支那問題をアキュートならしめる虞れある事情も絶無ではない。その最も手近なものは、華府〔ワシントン〕會議前後処置である。読者の熟知せられる通り、華府会

議は支那に関する九国条約、関税条約及び各種の決議を以て支那問題解決の原則を定めているが、この原則の実際問題に適用せられるためには、条約明文の解釈上の紛議も予想せられるし、また矛盾の半面がまだ決めずに残されているものもある。また均しく支那問題でありながら、そして将来関係国間の紛議の種となり得る問題でありながら、華府会議で何等の決定もしなかつた事項が二、三に止まらない。これが如何なる事項であるかは後にそれぞれ適当な場所で説明するとして、華府会議の定めた原則が、決して現在支那に付き存在し、また将来存在することあるべき問題解決の指針たるべき一切の大綱を網羅している訳ではなく、また折角決められた原則も後日何等の紛議も異見もなしに、すらすらと実行される程に明確になつておらぬものも少なくない。しかのみならず九国条約等において大綱を定めて、詳細の点または実際の適用振りに関して関係諸国間の後日の商議に留保している事項も二、三ある。もし列国の主張も利害関係も常に一致しているならば、これ等の事実は毫も国際紛争の原因となり得ないこと勿論であるが、何分にも列国の利益は随分矛盾もし、交錯もしている。列国の支那に対する態度は、現今協調を主旨とし、小異を捨てて大同を取り、出来得る限り協同歩調を取っているが、各国が国家主義を捨てず、世界主義の理想に赴かざる限り、絶えず関係国間に利害の衝突あるを免れない。協調を列国の対支態度のモットーとする真最中に彼の金フラン問題のため、支仏両国間に容易に解決を期し難いとまでに思われている紛争が存在したことなどは、その最も顕著な事例である。

関税特別会議の例

また例えは支那関税増徴問題に付いて見るに、この事は華府会議で定められた通り、釐金の急速の廃止及び他の条件の履行に付き準用するため、特別会議を開いて関税増徴に必要な措置をすることになっているが、この特別会議は二分五厘の付加税問題と、釐金廃止等の条件を満たした際の関税増徴との二大問題を協議するはずである。これだけは華府会議の結果ちゃんと決まっていて問題は起らないが、さて増徴の準備方法を如何にすべきか、増徴した関税額を如何に使用すべきか等に付き列国間の主張必ずしも同一でないことは、会議の開かれないので前から一般に知られていることである。また二分五厘以上の増徴が釐金廃止を一条件としている関係から見て、釐金の範囲や廃止の能否、廃止の方法順序等に付いての関係国の主張もまた同一でない。列国主張の懸隔の程度如何によつては、相当の紛議が生ぜぬとも限らぬ。もし支那が今日までしばしば実行した夷を以て夷を征するの策に出で、徒らに反間の術策を施すような事があつたならば、列国間の紛争は或いは意外に促進せしめられぬとも限らない。

欧米問題と支那問題との関係

列国は無論そなう事なきため、十二分の警戒を怠らないであろう。小異を捨てて大同に付くの賢明を棄てることはなかろうとは思うが、今日を以て明日を律すべからざるは国際関係の例で

ある。集散離合常ならず、殊に欧米諸国の対支態度が支那問題それのみによつて定まらず、常に欧米問題に対する態度が自然東洋に及ぶと云う状態は、支那開国の当初から今日まで引き続いている。従つて現今の所では少なくとも歐洲問題の発展が、支那問題に関する列国の態度を消長させることだけは疑いがない。しかるに今日の所では、彼の國際連盟規約が自然歐洲諸国をして協調の精神に基き行動せしめていると同様、大体論としては支那問題に付いても同様の行動をなすものと云うことが出来よう。しかし米国は連盟の一員ではない。露国も然りである。ドイツは久しからずしてその一員となりそうな形勢であるものの、今日のところではこれもまた連盟外の一国である。連盟の目的が世界平和に存するとも、これ等有力な国が連盟に加入しない限り、連盟の権威に対して相当の疑惑を容れる余地がある。連盟以外の諸国にして、もし連盟に対する反抗運動でも積極的にかつ有力に起すことともならば、連盟の基礎はそれだけ危殆に赴かぬとも限らぬ。また連盟国間にも大国と小国との間、大国相互の間等に意見の不一致は到底免れ得べからずとすれば、英仏伊等主要国の協力支持なきに至ることともならば、連盟も必ずしも歐洲諸国の協調を保ち得ぬ事になる。もしそうなつたとしたならば、列国の支那に対する関係もまた或いはユオペレーションの現状を破毀するに至るようなことがないであろうか。

露支關係

論より証拠、露国は露支協約によつて支那と対等条約関係に入つて、米仏その他の不対等条約

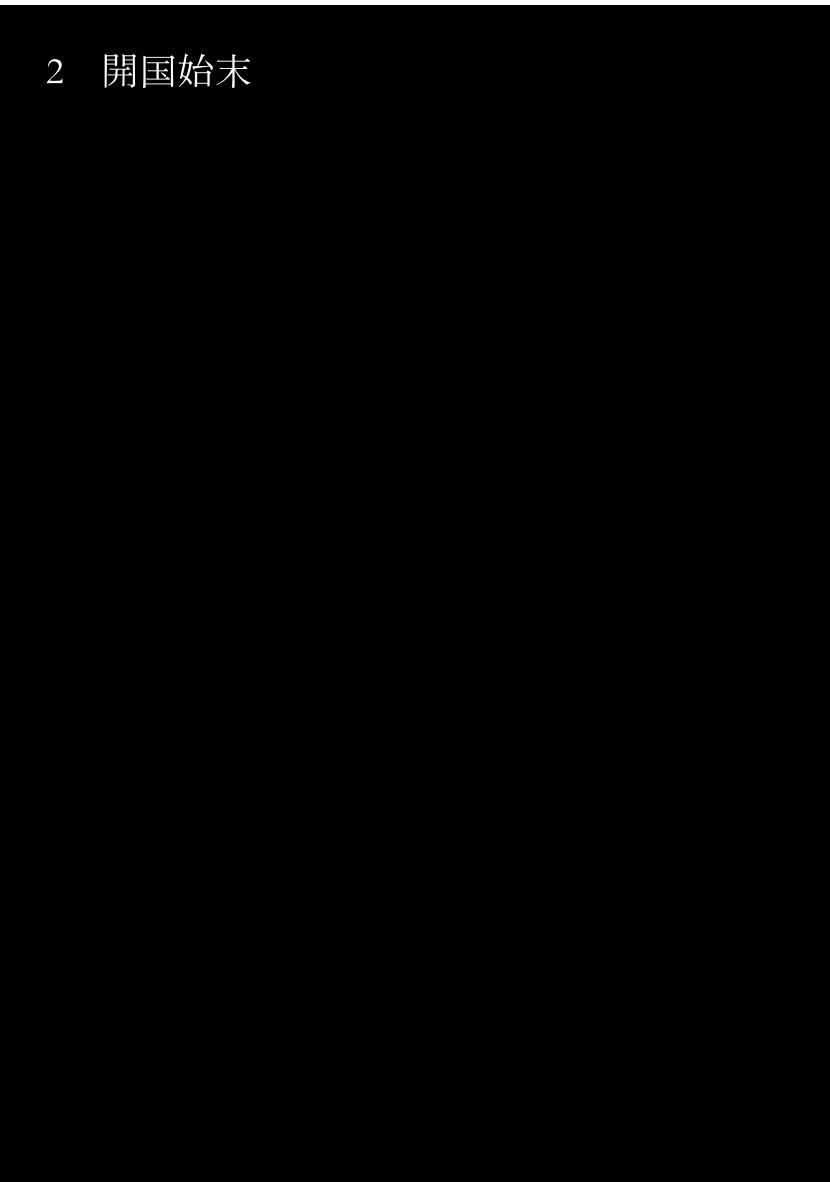
国と支那において無遠慮な対抗関係に立っている。そしてともすれば不対等条約国間の協調を脅威している。ドイツやオーストリアもまた露國と同じく、しかも露國よりは数年以前に支那と対等条約関係に立つたが、これ等諸國は露國の如く明々白々にその対等条約関係を看板にして支那朝野に自己宣伝をする程に無遠望ではないが、これもまた不対等条約国に取つては度外視の出来ない国になつてゐる。支那人の反帝国主義運動のようやく顯著となつて來た今日では、殊に然りと云わねばならぬ。けだし今日まで日本及び欧米各國が支那においておののおのそれぞれの立場と利害とを持つていながら、歐洲大戰開始の前後からようやく具体的な事実となつて現われた共同的動作をなし得た主要な原因は、独塊等の共同の敵を持つていた事に存する。しかし戦局の終了した後はこの原因がなくなつて了つたから、惰性的に、はたまた大戰中出來たコオペレーションのための諸施設の力に動かされ、他方歐洲問題の紛糾が大戰終了後にもなかなかならないから、東洋問題は歐洲諸國の主要な外交問題たるべく時機が余りに宜しくないと云う事等から、大戰中連合國の執つた対支態度は大戰終了後に至るもなおどうかこうか持続されているものの、もし外部からか、または連盟諸國の内部からか、何等圧力が加わつてこの共同動作破壊の方面に事態が進展したとすれば、この圧力は必ずしも非常に強烈なものでなくとも、列國の対支態度が旧時の対様を変更するに至るようにならぬとも限らぬ。

露支協約の成立に引き続いて日露交渉が局を結ぶと、世間は直ぐに日露支同盟が今にも出来そうな事を云うし、米国の太平洋における大演習を英國のシンガポール防備と結び付けて、英米両国は今にも兵を日本に進めそうな風説が出るし、安全保障に関する仏國の主張が英國の理想と必ずしも相容れざるを見ると、やれ仏國は日本に対し仏領インドシナを対アングロサクソン戦争の根拠地として提供したのと、ありもしない事を誠しやかに宣伝する。この調子では、支那問題に関して、少なくともここ数年間は、日本を主たる対照^(ママ)とした無根の流説は到底絶えないであろう。流説も宣伝も悪いと云えば悪い事ではあるが、無根の流説が誠しやかに世間に宣伝されるのは、宣伝を入れるべき世態の間隙があるからである。支那問題は勿論、極東方面の外交問題が本当に安定の基礎の上に立っていないから、こんな風評が比較的容易に世界の耳目を惹き得るのではなかろうか。勿論有識者はこんな風評に耳を藉すような事はないから、これがため極東の政局を危殆ならしめるようなことは万なかろうとは思うが、盲目千人の譬えがある。政治は勢いである。人々が皆事実に直面して冷静な判断を極東外交の将来に付き下し得るならば問題はないが、外交問題に関する世界的智識は内政問題の智識などと比して大いに見劣りがする。また世間一般はまた内政問題に対する程の熱心を、外交問題に付いて持たないと思われる。そこで無根の風説が外交政策を支配するに至らないまでも、相当の反映をもたらすことはあり得ざる事ではない。

これを外交史実の方面から観察すると、やはり同様の結論に達せざるを得ない。歴史は繰り返すものである。列国の支那に対する態度は、その時々の事件の性質と環境の如何によつて常に変遷を来たしているが、列国の集散離合の点から見ると、初期の支那開国時代は協同歩調の時代であつたが、一八七六年の芝罘条約締結の前後から協同歩調が破れて、各国の特殊利益の獲得運動となり、それが嵩じて日清戦争以後からはいわゆる利権競争時代となつて、英、露、仏、独、白、伊、米等の各國は相争つて、鉄道に鉱山に、はたまた借款に、所在激烈な競争を続け、一時は列国の利権運動が奈邊で停止するか見当たにも付かず、結局支那は分割の憂き目を見るのではないかとまで危ぶまれた位であつたが、物窮すれば通ずで、列国は各々或る程度まで利権獲得に成功すると自らこれを防衛するの必要に迫られると同時に、日本の勃興なる新事態は歐洲諸国をしてこれまでの態度を改めるのやむなきに至らしめ、ここに個別のの欲望の満足に自然の制限が出来て来て、一は利権の相互保障または承認に関する列国の取り決めとなり、二は第三者に対する防衛の必要から出た色々な条約や協約の締結となつた。ところが歐洲大戦は連合国間に共同の敵に対する極東における共同措置を必要ならしめ、相互間の利益の衝突は大事の前の小事となつて終つて、ここに再び支那開国時代と同様の協同歩調時代となつた。しかるに歐洲戦終局後の新事態は、連合国側の協同歩調を脅威する所甚だ大なるものありで、開国時代の列国の足並が破れたと

同様な進展を見ぬものとは誰が断言出来ようぞ。かくて支那問題は再びアキュートになつて世界外交の表面に現わるる日は必ず来るものと推せられる。この事態の下において支那問題を以て最重要の外交問題とする日本人が、常に敏感に事態の推移に注目し善処機宜を失う事のないようには極めて緊切事である。

2 開国始末



支那の国際関係における現在の地位と、これが将来如何に変遷すべきやの問題の研究は、現在の支那如何を先ず究めねばならぬ。しかしながら、現在の地位は即ち過去の歴史を離れては存在せぬ。支那の国としての存在は上下数千載を閲している。しかしその現在及び将来の国際的地位を述べるに当つては、阿片戦争以後だけを切り離して考えれば充分である。それ以前にも支那と外国との交際は絶無ではなかつた。

東力西漸の時代と西力東漸の時代

殊に元朝時代には、遠くインド、ペルシャ、アフガニスタンから歐洲方面までにも進出していふことは何人も知つてゐる事実である。しかしこの時代の対外関係はテムジンの死後久しうからずして消滅し、その影響は今日に及ぶもの一もなしと云つて差し支えない。この時代は即ち東力西漸の時代である。しかるに明朝の初期に至つては、西力東漸の時代が到来した。一五一七年ポルトガル船が南支那のセント・ジョーン島上陸以来、ポルトガルやスペインやオランダの商船が貿易の目的を以て澳門や広東や廈門、汕頭辺にやつて來たが、交通はまだまだ頻繁とは云えなかつた。次いで英國船も來る。フランスの船も來る。十七世紀頃になつては、西洋人の渡來が年々歲々その数を増し、内外交通は頓に頻繁になつて來た。

しかし支那官憲は外国との交通を好まなかつた。そして来る外国人も来る外国人も、皆大いに支那官憲の迫害を受け、また地方人民に虐げられた。外国人の支那入国は国禁となつて、喰わすに多大の利益を以てするか何かしなければ、一步も支那の土地を踏むことが出来なかつた。十八世紀の初頭に英國東インド会社が廣東地方官憲との間に互市協定を締結し得たのは、その当時においては非常な成功であつたに違ひない。しかしこの協定は一私立会社と支那地方官憲との間の取り決めで、國家と国家との間に正式に結ばれたもののみならず、協定と云う程のものではなく、ほんの私的の談合位のものに過ぎない。かつその内容も今日の通商航海条約の認めているような取り引きの自由や往来居住の自由とを認めたものとは同日の論ではない。

東インド会社の互市協定

東インド会社は支那官憲に莫大な賄賂を使つて、長い間の不斷の努力を以てして、ようやく廣東市中の狭隘な一地区内に居住して、支那官憲の指定した少数の支那人たる特許商との間に商取りをなすの権利を得たに過ぎぬ。それも地方官憲の意に満たぬ事があつたり袖の下が少なかつたりすると、地方官憲は協定を無視して排外的措置を厳行するを躊躇しなかつた。この協定の出来たのは一七一五年の事だ。その前後、東インド会社以外の外国商人も支那における取り引きを或る程度まで許されたが、これは何れも支那官憲の当該外国人に与えた特典で、何時取り上げられるか分らぬ不安定のものであつた。従つて今日の通商の如く条約の認めた正当の権利でもない。

歐米諸国は無論この状態に満足していない。是非使臣を支那に遣わし、条約の形式で自国人の通商権を確立したいと云う希望のあつた事は勿論である。

オランダの互市取り決め

そこでオランダの如きは一六五五年に使臣を北京にやつて支那官憲に極力喰い入つて、非常な努力を惜しまなかつたが、その結果は甚だ不満足なもので、八年に一回、それも百人以下の人数で支那に来て貿易をする事を許されたに過ぎなかつた。それはともかくとして、オランダの使臣が北京に這入り支那政府と取り決めを結び得た事は、当時にあつては非常な成功であつた。他国の使臣は北京に入ることさえ許されなかつた。またたといどうやら北京に入つても、何かの口実で直ぐ退京させられた。現に一六五三年に露国使臣は、時の皇帝に叩頭せぬと云う理由で即時退京を命ぜられた位である。

ネルチンスク条約とキヤクタ条約

しかし露国は強硬手段で支那との最初の条約締結の名誉を担うに成功した。それは千六百八十九年八月のネルチンスク条約である。しかしこの条約の規定は露支境界決定の条項以外は何れも相互的で対等で、通商の権利も、旅行の権利も、犯罪人引き渡しも、治外法権も、露支両国の相互に対等に認めたものであつた。それから約四十年後即ち一七二七年に、露支間にキヤクタ条約

が締結されて、再び両国国境^{マダ}の画定し、かつ両帝国間にいわゆる「自由交易」の開始を約束した。自由交易と云つても、実は二百人以下の露国商人が三年に一度北京に行くことを認められたに過ぎなかつた。そして北京に行つた露国商人は、キヤクタ条約締結の一寸前に建てられた露国人屋敷内に住むことが必要とされた。その外露国宣教師は四人限り、露国人屋敷の内の教会堂で宗教上の儀式を行うことが出来、また支那語研究のため小児四名と青年二名だけが、商人や宣教師以外に北京にいることを許されたものであつた。次いで一七六八年になつてこのキヤクタ条約は改正され、一七〇九年にも新しい条約が締結され、露支両国間に通商互市が認められた。しかしこれ等諸条約の規定している通商互市は国境貿易で、海港貿易は全然予想されてはいなかつた。それであるから、一八〇六年露国船舶が廣東に來た際、支那政府はこれを不当として退去を命じた。爾來支那は露国人の海路から來るものを強硬に拒絶し、露国はこれを如何ともすることが出来ずについたが、一八五七年になつて英仏両国が支那と事を構えたのを見て、露国は時こそござんなれど、海路から使節を送つて海路貿易を支那に求めたが、またまた強硬に刎ね付けられ、独力の能くすべきにあらずとし、その足で香港を行つて英仏と共同して目的の達成に力めたことがある。

英國と支那開放

支那開放は英國の不屈不撓の努力によつて実現せられた。先ず一八三四年を以て東インド会社

3 列強の利権競争

利権競争の時代に入る

日清戦争以後の列国の対支活動は、利権競争の形式となつてあらわれた。その順序は大体次の通りである。

列国は先ず支那本部もしくは東三省において、それぞれ租借地を得た。これは名義はともかく、列国が領土割譲の新形式と認めたもので、これを根拠として自国の勢力を放散的に拡張せんと力めた。租借地は極めて狭隘な地域であるから、これだけを守つても列国は到底その政治的欲望を満足し得べきでない。しかし急には拡張する事の不可能なるを見て、列国は鉄道布設を目論見た。けだしこれに依つてその勢力を租借地の背後地たる内地に及ぼすを主旨とした。しかし支那の富源のほとんど開発せられておらぬ関係から、鉄道を布いても、到底これによつて企業上の利益を挙げ得ない。そこで眼は鉱山その他の経済的利権の方に向けられ、国立または政府補助の外国銀行は統々各開市場に設立せられた。

かくして、各国の勢力範囲または利益範囲なるものが出来て、各国の勢力が租借地を根拠として内地に遠く及び、また支那と隣接した地域に領土を持つ諸国はこれをも根拠として、その勢力を遠く内地に延長した。ところが支那の境土が如何に広いからと云つて、列国の利益範囲が無限に拡張せられ得べきでない。遂には各国の利益が奥地の或る点で相衝突する事態が生ずる。例えば英國の利益が露国の勢力範囲たる満洲に延び、露国の利益関係が英國の勢力範囲たる長江方面

に生じて来ると云つたようになるから、関係国はそれぞれ何とかしてこの衝突を避けようとした。そこで関係外國間に勢力範囲画定、または相互の権利利益尊重の取り決めが続々と出来た。日清戦争後の列国利権競争は大体こんな風に進捗した。この時代は実に支那外交関係を研究する上において最も重要なものの一つで、支那現在の国際的地位も、はたまた将来のそれもこの時代から系統的に観察しなければ、到底真相を捕捉し得ない。そこで余は各個の事実の大体を左に述べることとする。

日清戦争後の支那の外債

日清戦争後の日清馬關條約は、支那をして日本に二億両の償金支払の義務を負わせた。支払期限は八年であるが、もし三年以内に皆済すれば五分の利子は全免すると云う規定になつてゐる。支那政府は利子の損失を免るるために、三年以内に皆済しようとした。しかし戦後の疲弊は支那をして外債を起すの余儀なきに至らしめた。後日これが列国の利権競争の先駆たるべしとは支那当局の夢にも予期し得なかつた事であつたろう。支那は先ず一八九五年に露仏両国から四億フランの流通を受けた。

露国の活動

当時、露国の方における活動は誠に目覺ましいものがあつて、支那の困憊に乗じて、色々と

親切ごかしに野心を満足せんと力めた。日本に対する露清軍事同盟秘密条約たる李ロバノフ条約を締結し、支那の対日復仇心を利用し、露国は支那に自国の陸海軍力を入れるべき機会を造ると同時に東支鉄道の敷設の権利を得たのはその当時であり、露支銀行組合に関する協定によつて露支合弁銀行を支那に設置するの権利が公然認められて、鉄道敷設と相俟つて経済的に支那に発展を期したのもその当時である。前記露仏外債の成立もまた露国の支那に対して売つた恩恵の一であつて、これが代償を求める事に遠慮をしない事は後になつて判つて来る。しかし借款協約そのものでは直接の代償を求めず、至極ビジネスライクなやり方をしている。強く求むれば、借款契約の際、支那帝国の歳入管理に付き他国が何等かの権利または特権を支那から受くる場合、露国もまたこれを許与せらるべしと云う議定書を作つて、他日に備えた位のものである。とにかく露国は日清戦争中から支那に色々の恩恵を施し、支那の好感を得るに力めた。これは一面から見れば伊犁事件のために生じた露支両国間の不和を去るためとも見られるが、露国の真意は、支那の積弱なすなきに乘じ南満方面に不凍港を得んとする野心から來たと云われている。しかして露支接近を容易ならしめたのは、ほとんど先天的に親露主義を固執した李鴻章がいたためで、一は新興の隣国日本を抑えるため露国の力を利用する事が支那朝野の均しく賛成する政策であったからである。

露国の活動を見た英國は、素よりこれを黙視する程無為ではなかつた。英國は一八四二年以来支那において最も勢力のある外国であつて、政治上において、他国の勢力を優か

に超越していた。そしてこの優越的地位は英國の最も誇りとし、またこれが持続のためには他国
の新たに優越な地位に上る事を防止するを策としたから、露国の活動を見ては素より心安きを得
ず、これを以て極東における列強の勢力の均衡を破り、殊に英國の威儀を失墜せしむるものと認め、
これが対抗策としてドイツと共同して支那外債の割り込みに運動し、努力の結果遂に成功した。

三国干涉

次いで露、独、仏は三国干渉による遼東半島回収により更に恩を支那に売つて、間もなく非常
に高価な代償を支那に求めた。先ず仏国は一八九五年六月二十日を以て二個の条約を締結して東
京と支那との境界を定め、大いに自國の利益を増進した。英國はまたまたこの機会を利用して一
八九七年二月の条約でビルマ境の支那の領土を割取した。露国また素より人後に落ちない。一八
九六年九月の条約でシベリア横断鉄道を北満洲を経てウラジオに延長するの権利を得、また旅順
に海軍根拠地を取得し、黒竜江、吉林の両省及び長白山脈における鉱業特権を獲た。

ドイツと山東省

ところがドイツは三国干渉の一国たるにも拘わらず、直ぐにその鋒銃を現わさずに、じつと機
会を待っていた。好機は久しからずして來た。一八九七年の山東省におけるドイツ人宣教師の殺

害事件がそれである。ドイツの高压手段は容易に支那を恐怖せしめ、同国は一八九八年五月に膠州湾の租借地を獲得し、かつ租借地後方五十キロメートルの中立地帯はドイツ軍隊の自由通行の地帯となつたのみならず、膠州、濟南と山東省境との間及び膠州から近州、萊蕪県を経て濟南に至る二鉄道の敷設権、及び山東省内の人、資本或いは材料に付き外国の助力を必要とする総ての場合の企業優先権を得た。ドイツの得た諸般の利益は実に莫大なもので、今まででは支那に何等政治上の利益を持つておらなかつたドイツは、一举にして支那の胸腹に喰い付き、一躍極東の強國のお仲間入りをした。山東省はビルマ境や安南方面や北満洲とは訛が違う。ここに蟠踞すれば、直隸も河南も江蘇も東山省〔東三省か〕も捲席する事絶対不可能ではない。こうなると他国もまた辺境の特権位に満足せず、支那本部の枢要地に勢力を樹立しようと力めるに至つた。

露国の旅順租借、仏国の広州湾租借等

なかなか露国は一八九六年李ロバノフ密約締結當時、膠州湾に海軍根拠地を置くの権利を得ておつたのであるから、同地がドイツに租借せられては何故黙つておられよう。そこでドイツの租借談判中、即ち一八九七年十二月には猛然立つて旅順大連を占領し、次いでその租借を要求し、翌年五月を以て旅大租借条約を締結し、同条約でシベリア横断鉄道を北満洲から遼東半島の一地点に延長するの権利をも取得した。かくて露国はその伝統的政策たる不凍港保持の目的を達すると同時に、支那北門の守りはほとんど失われた。仏国も独露の例に倣つて一八九八年の四月に広

州湾の租借、東京雲南間鉄道の敷設及び支那郵政首脳者に僕人登用の権等を取得した。英國もまた利権競争の渦中に飛び込んで色々な利益を得た事は勿論である。

英國の態度の巧妙さ

しかし英國の外交は常に受身に受身にと出た巧妙さは、他の歐洲諸強の及びも付かぬ所で、支那の開国の第一功労者でありながら、名聞を尊ぶ支那の領土や主権の侵害には飽くまでも自ら進んで措置するの形式を避けた。かくして支那上下の悪感情を嗾けることを極力避けて、せつせと対支貿易の実権を握るに力め、事實上英國は支那外國貿易の六、七割通りを握つて終つた。これは極めて怜俐な方策で、他国の到底及び得べき所ではなかつた。しかし英國といえども決して他の支那における利益、殊に領土的及び政治的利益の發展に無関心でなかつたことは勿論で、英國の支那における優勝的地位は、如何なる場合においてもこれを棄つるようなことはしない。現に一八九七年二月にはビルマ境界画定の一八九四年の条約を改訂してこの方面的領土を拡張し、かつ雲南ビルマ両地間に鉄道を敷設するの権利を得た。しかし英國はこれを以て一八九四年の条約が一八九四年の仏清条約に依りて侵害せられたからやむを得ずこの措置に出でたと云う形式を取り、前記一八九七年の条約の前文には、明らかにこの趣旨を言明している。次いで一八九八年六月の条約で香港の領域にディープベーとマースベーを加えたが、これも同年四月の仏國の広州湾租借に対する勢力均衡を理由とした。また同年七月の威海衛租借も露國の旅大租借に余儀な

4 利権競争の反動（1） ——支那側より起った反動

各国の利権競争の状態は、大体上記の通りである。列国の競争が熱して来れば来る程、利権競争はその当然の限度を超えて、支那主権を侵害する程度にまで達して來た。またたといそこまでは行かずとして、利権の際限なき外溢は、支那官民の排外思想を激成せんには置かない。列国の巧妙なる外交的辞令も計策も、遂に反動の来るのを防止することが出来なかつた。

利権競争の反動は、一は外国側から他は支那自身の方面から來た。本節には後者を説き、次節以下に前者を説明しよう。

利権回収運動とその先駆

支那側の外国利権競争に対する反感は、利権回収の運動となつて現われた。利権回収とは即ちすでに失われた利権を回復し、または将に失われんとする利益の保持を意味する。元来利権回収主義は、必ずしも日清戦争後の外国の放縱なる利権熱に依つてのみ起つたものではない。一八九〇年に李鴻章が上海に機器織布局を創設し、一八九一年に張之洞が武昌に織布、紡紗、製麻、繰糸の四大工場を設けたのは、何れも利権の外溢を防止せんがための企業で、利権回収運動の先駆と見る事が出来るが、当時は少数先覚者がこの主義を認めていたるに過ぎなかつた。しかるに日清戦争後になると、支那有識者の多数は自國の無力を切実に感じ、革新運動が孫逸仙や康有為によつて唱導せられ、早きに及んで利権外溢に備えずんば國家の将来は大いに憂慮すべきものだとの感念がようやく具体化して來た。

康有為の改革と団匪事件

康有為の変法自彊の説が光緒帝の容るる所となり、急激な政治改革の実行に取り掛つたのはその頃である。しかし一八九八年の戊戌の政変に依つて康有為の失脚となり、西太后を首班とする保守派がこれに代つて政権を握つたから、変法自彊も一場の夢と化して終つた。けだし革新派の利権回収方法は、内に自ら強うし、しかして後、外溢せる利権を回収しようと云うにあつたが、保守派の天下となつては、改新派の回収方法をまだるつこいとし、外人排斥を目標とし、端郡王は遂に義和團と結んで無謀にも外国人を武力を以て攻撃した。

これ即ち一九〇〇年の団匪事件である。この事件は支那を非常な窮境に陥らせ、手も足も出ないことにして終つたので、支那上下は武力を以ての排外運動の危険を切実に感得し、利権回収運動者は再び内部の改善を急務と認めるに至つた。しかしこの時代になつては、最早国力の充実を図つて、しかして後利権を回収すると云つたような事では輿論を満足させ得なかつたので、時の政府は新施設を起すと共に、すでに外国側の手に帰していた鉄道鉱山その他の利権を買収するの策を用いた。

載振貝子の政治改革、商都の創設、農工商部の施設

新施設の方面から説明すると、先ず載振貝子の歐洲視察が準備時代で、貝子帰國後間もなくそ

の奏請に基いて商部を創設し、商法の編纂に着手した。これ一九〇三年である。一九〇六年中央官制の政策と共に商部を工部と合併し農工商部とし、また鉄道船舶等の事務を司るため新たに郵伝部を設置した。農工商部の施設は相当見るべきものがあつて、各省に商会、商船公会等を設立し、また大清商律百三十一条、公司註冊章程十八条を發布し、後更に商標登録局を設け、また商標登録仮規則を發布した。これ何れも商務の振興を目的としたものであるが、農工商部は更に工業の發達に資せんがため、一九〇三年に北京に北京工芸局を設立したのを手始めに、勸工陳列所を各地に設け、また鉄道管明章程二十六条を發布し、各省鉄道の敷設を奨励し、更に鉱業の發達に資し、以て利権の外溢を防ぐため一九〇四年には鉱務章程三十八条を發布し、三年の後には大清鉱務章程を編訂發布し、また鍛政調査局を設立した。その他農業林業の奨励に力め、また各地に実業学校を興し、外国人教師を多数傭聘して人材の養成に力を致し、かつまた實業賞爵章程、獎給華商公司章程、獎給商勲章程等を發布し、實業奨励に資した。その外色々なる施設を全部ここに挙げるは余りに細かになるから略すこととする。とにかく支那は一九〇一年から四、五年頃までの間に盛んに新政を行い、この意氣で進んだなら國力の發展暮年ならずして成就すべしとの思想を懷かせる程であった。ここに一言すべきは前記の諸法令は多く外国人の支那における企業を、直接間接に妨害するを目的としたことである。或いは条文を以て外国人の或る種の企業に嚴重な制限条項を設けたものもあり、或いは別に条文に明示はしないが、法の精神がこれと同様なものもあり、たといそうでなくとも、行政官の手心で外国人の企業を管理し、または禁止するを

得るような規定を設けたものもあった。なかんずく大清鉱務章程中には、外国人の条約上の権利を侵害するような規定が二、三に止まらなかつたから、その実施に対し外国側から強硬な反対が出て、永い間の外支交渉案件となつてゐる位である。

鉄道回収

支那側は右等の措置を以て満足せず、すでに外国人の手に帰している利権を色々な機会と理由とを捕えて、しきりにこれを回収した。その最も重要なものは鐵道と鉱山である。先ず鐵道回収の事から述べると、一八九八年四月に米国が敷設権を獲得したる粵漢鐵道の回収から述べよう。

同鐵道の敷設は米西戦争やらその他色々の事情で延引し、一九〇〇年には契約を新たにしたりしたが、さきに同鐵道敷設権の獲得運動に敗れた仏国及び白国〔ベルギー〕の資本家は何としてもあきらめが付かず、百方同鐵道の敷設に関与しようと試みた結果、遂にニューヨークの取引市場での鐵道の株式の多数を買い占め、なかんずくベルギー資本家が該鐵道に對して最も優越の地位を立つた。そこで一九〇四年の春、支那政府は原契約に鐵道敷設に関する如何なる権利もこれを他國に移転してはならぬと云う規定があるので、これを盾として抗議を提起し、ベルギー人による会社の支配を認めないと云い出した。その後モルガン商会が努力の結果、株式の過半数を買いつて終つたが、時あたかも利権回収運動の最盛時だったので、張之洞は盛宣懷をして敷設契約の取り消しを米国側に申し込ましめ、摺つた揉んだの末、一九〇五年八月末を以て米支双方の間

5 利権競争の反動（2） ——列国の自衛と自制

外国側より起つた反動

列国の利権競争に対する外国側より起つた反動は三つの形体を取つた。一は利権を得た国相互間の約束を以て相互に相手国の利権を認めると同時に、おののその守るべき分を限定したものである。列国が各々無制限に支那に利権を獲得すれば、二国または二国以上の国の利権が互いに相犯すに至るは当然で、たとい現在相犯さずとするも、将来その虞れのないものは幾らもあるまい。そこで列国は自衛上相互に相犯すべからざるの範囲を定め、または相互に他国の権利を確認するの必要が起つて来る。一八九九年の英露協商は、その初期の重要な一先例である。事の起りは、英國が京漢鉄道敷設権獲得運動に失敗し、その代償として支那から北京牛莊間の鉄道敷設権を得た事にある。露国の満洲に対する野心は、同地方を全然自国の勢力圏とするにある。東支鉄道の敷設も、旅大租借も、旅順に大軍港を設けたのも、東支鉄道沿線の付属地行政権を得たのも、鐵道守備兵を配置したのも、皆この目的から出ている。また一八九六年には露清軍事同盟密約を結んで、露国が支那の諸港に兵力を集中することの権利を得たのも、主として満洲における特殊地位を擁護確立するを目的とした。

英露協商

しかるに英國は、仏露両国がベルギーシンジケートの仮面の下に京漢鉄道敷設の権利を得、英

国が勢力範囲と頼む揚子江流域に手を延ばすのを見て晏然たるを得ず、北京牛莊間鉄道敷設権を要求してその目的を達した。これを見ては、露国たるもの素よりじつとしてはおられぬ。こうなつたのも、列国相互に守るべき分を定めていないからの事で、その間支那一流の以夷制夷の政策が巧妙に成功するの余地が少なからず残っている。前述の如く露国の勢力範囲内に英国の利益を引き入れ、英國の利益範囲の内に露仏両国の利益関係を設定し、その相互に相制せしむるの策は、支那としては巧妙な遣り口たるを失はないが、列国の方から見ると、これは誠に困る。折角の利益範囲と頼む地方も、事実は他国の利益関係のため中和せられて、ほとんど役に立たぬ事にならぬとも限らぬ。そこで英露両国は一八九九年四月二十八日を以ていわゆるスコット・ムラビエフ協定を結んだ。協定の内容はざつとこうである。即ち英國及び露国は支那において双方の利益関係の交錯による紛議を避けるの切なる希望があり、また支那の特定地方の経済上及び地理上重要なことを考慮して（1）英國は國としてもまた英國臣民のためにも、万里の長城以北で鉄道利権を得ようとはしない、そして右の地方で露国政府の支持する鉄道利権の請求を、直接にも間接にも妨害しない、（2）その代わり、露国は揚子江流域では、國としてもまた露国臣民のためにも一切鉄道利権を求めないし、かつこの地方で、英國政府の支持する鉄道利権の請求を、直接にも間接にも間接にも妨害しないと云う約束である。次に一九〇七年の西藏に関する英露取決もまた勢力範囲の協定である。しかしこれは前者とは違つて、相互に西藏で利権を取らぬと云う約定である。

この種の勢力範囲の画定の約束は、英独間にも出来た。これは山東に関するものである。即ち英國が威海衛を租借した当時、同国はドイツに対して、ドイツの山東省における権利利益を害し、またはこれと競争する意思はない、かつ威海衛から山東省の内地に鉄道を敷設するの意思もないと云う事を一方的に宣言した。これは、威海衛租借に対するドイツ側の反対を緩和する目的でなされたものである。英國はこの点だけでは目的を達したが、英独両国の山東省における利害の衝突は、威海衛に関するもののみではなかつた。従つて前記の英國側の一方的宣言は、両国間の紛争の種を全く絶つまでの効力がなかつた。英國はさきに支那から天津鎮口間の鉄道敷設権を得た事は、前に述べた通りである。ところがこの鉄道は是非とも山東省を通過せねばならなかつたので、自然ドイツの勢力範囲を犯すこととなる。ドイツはこれを看過するには余りに自国の利益の保護に忠実であった。かくて英國はその既得権を実行するに大なる困難を感じた。しかしながらドイツは英國に対して何時までも喧嘩腰になるの愚策なるを覺つていた。そこで一八九八年九月一日と二日との英独資本家のロンドン会議となつて、協議の結果両国の勢力範囲を画定した。それに依ると、英國の勢力範囲としては、揚子江流域、同江以南の各省及び山西省の一部とし、ドイツの勢力範囲は、山東省と黃河流域と云う事に大体定められた。そして天津鎮口間の鉄道は右勢力範囲画定の方針に従い、英独両国で共同で經營することとなつた。

これで英独間と英露間の均勢が定まった。残る所の諸国中利害関係の最も衝突するものの一たる英仏関係もまた何等かの協定を必要とする。一八九六年一月には、雲南四川二省における両国利権共通に関する協定が成立し、一八九四年三月一日及び一八九五年六月二日支那と締結した各自の条約によつて、雲南四川二省においてそれぞれ英仏両国に許与せられた通商上その他の特権便宜、及び今後右地域において英仏両国に許与せらることあるべき一切の特権及び便宜は、両国の関する限り、両国民及び所属民に共通に許与せらるべきものであると云う事を定めた。次いで一九〇五年には英支コーポレーション、北京シンジケートの両英国会社と、仏國銀行家との間に、揚子江流域、殊に同流域中揚子江以北の鉄道、即ち浦口信陽間及び信陽成都間または漢口成都間の鉄道の協同敷設の取り決めが出来た。この協定の出来た沿革は、一方英國会社たる英支コーポレーションは浦口信陽間の鉄道及び該鉄道の成都までの延長線の敷設権を有し、等しく英國会社たる北京シンジケートもまた英支コーポレーションの計画線との競争線たるべき鉄道の敷設を目論んでいた。しかるにインドシナ銀行を主班とする仏白両国資本家は、浦口信陽線から西方成都に至る一線の敷設を計画していた。そこで如上の協定が出来たのである。

6 利権競争の反動（3）

——支那の領土保全、主権尊重と
商工業の機会均等主義提唱

一八九八年前後の列国の利権競争に対し外国側から起つた反動の第三の形式は、支那の領土保全、主権尊重及び列国商工業の機会均等主義の提唱である。支那の領土保全と主権尊重とは読んで字の如しである。列国が独立の主権国としての支那と友好関係にある以上は、列国においてこれを支持するの義務あるは当然のことである。列国は利権競争の際にも、素よりこの点を考慮した。そして成るべくこの主義に抵触しない程度において利権を獲得し、または少なくも外形上はこの抵触を避くるに力め、租借条約中においてすら租借地の主権は支那にあると云う意味を挿入するの余儀なきに至つた。されば、支那の領土保全及び主権尊重の主義は、無論列国の夙に認めたるところで、事新しくこれが提唱の必要のないはずである。しかるにも拘わらず、十九世紀の末頃からこの主義の確立を列国間において計らねばならぬとの議論が出て来たのは、素より列国利権競争の激甚であった事の反映である。そしてこの主義の確立は、列国の行動を二つの方面において制限するの効力がある。一は、各国をして支那の領土の割取とか支那主権の制限とか云う程度と方法で利権を取得せしめないと云うことで、一は、以後説明すべき機会均等主義の完全なる実行を可能ならしめる事である。これがため一八九五、六年頃から今日に至るまでの国際条約中、機會均等主義と支那の領土保全、主権尊重とを併べて規定しているものが少くない。

一八五八年の天津条約

機會均等は一八五八年の天津条約が最惠国条款を挿入していることにより、事実上支那に行わ

れていたものと見ねばならぬ。該条款は支那と外国との間の条約の内容をなしているから、支那がもし一国を他国より優遇するとか、または劣等に取り扱うと云つた風に差別的待遇を与えることがあれば、条約国は直ちに支那に対しても是正の手段を取るの途がある。しかし支那は外国の専横を抑えるだけの力をもつておらぬ結果、往々外国側の要請によって、特定の国または国民に対し特権を与えるを余儀なくせられ、第三国がこれに均霑しようとするとき、右特権を得た国はこれに異議を唱える。しかし最惠国条款は支那と各個の条約国との間の合意であるから、法理的に云えども外国相互間には最惠国条款を支持すべき何等の義務が存在しない。この関係から、支那における列国商工業の機会の均等は、最惠国待遇の保障だけでは、ともすれば保たれ難い不安定な状態にあつた。そこでこの不安定を避くるため、外国相互間にも約定をして置く必要が生じて来る。この考えは随分久しい以前から一部外国側にあつたのだが、在支米國公使であつた有名なバーリングーム氏、その他の一、二の人がこの意見を吐露した事があつたのみで、別に公式の交渉問題とはならなかつた。しかるに列国が支那に租借地を得て、この地域では自国品または自国商人に特恵を与えるの方策を取るに及んで、問題は急転直下、列国間の交渉問題となつた。

一八九九年へ一提議

一八九九年の米国国務卿ヘー氏の提議はその最初のものである。米国がこの提議をなすに至つた理由として世間に伝えられているものによると、米国はさきに京漢鉄道敷設権の獲得を試みた

7 列強の協同歩調時代

列国の利権獲得競争がもたらした反動は、前諸節で説明した通りである。始めは各個が何れも独占的なまたは優越的な政治上または経済上の利益を獲得することに力めたが、間もなく相互の利益または利益の要求の衝突となり、転じて苦し紛れの妥協となり、更に一、三国共同しての、各自の既得の権利利益擁護の取り決めまたは了解となつた。これは日清戦争以後から第一革命当時頃までの情勢であつた。しかし第一次革命の少し後になると、列国の対支態度が何時とはなしに協同の色彩を濃厚にして、今日では支那の国際問題が協同の精神からでなければ解決が困難と認められるようになつて來た。しかし列国の態度のかくも變つた事には何等不思議はない。詮じ詰めれば、相互に利権の競争をしたり、二、三国が協同的に相互の権利利益を保護したりしているのみでは、支那における各自国の政治上または経済上の利益を保護することが到底出来ぬからで、国際的協同と云つた所で、各自自己の利益を無視して、一切合財、協同の力でやつて行こうと云うまでの域に進んだ訳ではない。各自の利益を保護するの必要と云う事が、この協同の一原因となつた事は否むを得ぬ。云い換えれば、二、三国の協同では到底他の競争を根絶することが出来ぬから、現有の権利利益を相互に尊重するがため、支那において政治上及び経済上の利益を有するほとんど凡ての国を網羅する大なる範囲の協同を成り立たせるを相互の利益としたのである。列国の既得権の対立によつて出来上つた勢力均衡により保護せられた相互の利益が、国際協同なる新形式の均勢維持によつて保護せられることとなつたのみである。丁度従前欧洲の平和が、英、独、仏、露、伊、奥等の間の均勢によつてようやく維持せられたものが、ベルサイユ条

約締結以後、國際連盟これに代つて歐洲平和を維持するの機關となつた事に似通つてゐる。國際関係の沿革が極東と歐洲とほとんど軌を一にしてゐる。尤も少數国の共同は、その以前からなかつたではない。前述した湖広鉄道や、川漢鉄道借款や、日清戰爭の償金支払の外債なぞやがその例である。また香上銀行と独亜銀行との間の支那外債相互加入の取り決めもその例である。しかしてこの種協同行動には何れも関係各国をしてこの方法を取るのやむなきに至らしめた特殊の事情があつたから忌々ながらも引きずられて行つたまでで、各国が進んで、かつ喜んでこの行動に出でたのでは決してない。しかもその動機の多くは、鐵道敷設とか鉱山採掘とか云う經濟的利権の獲得に関連している。經濟的利権獲得はその裏面の動機に列国の政治的欲望が潜在しておつたとしても、事業そのものが經濟的のものであるだけに列国相互間の猜疑心も恐怖心も、自然經濟的現象としてのみ表現されるを常態とする。企業会社間の競爭に始終するのを常とする。無論関係各國が自國のまたは自國の多く利害関係を持つ企業会社に対し支持を与えてはいたが、政治上に各国の利害を衝突せしめる機会は比較的少なかつた。

支那の政費借款

しかるに支那の第一革命は同国の財政を極度までに窘窮させたので、北京政府は政費のための外債を起すのやむなきに至つた。支那の最初の外債たる日清戰爭善後の借款は、無論償金支払なる政治的目的を持ってはいたが、第一革命以後の外債の如く内外の政務施行の直接の費用とは大

いに趣を異にしているので、ここに外交上の新事態が生ずるに至つたのである。即ち第一革命以後は支那は中央政府及び地方政府とも非常に政費に窮し、窺乏は年と共に甚しくなつて來たので、軍事費は勿論の事、一般行政費を外国から借り入れるの外なきに至つた。そこで支那の外債は従前の如く鉄道、鉱山等の経済的生産事業の資金を得るの手段であつた事から一変して、不生産的な方面の政費を外債に仰ぐのやむなきに至つたのである。経済的外債から政治的外債に代つて來た。しかるに一方支那財政の窮状は地方軍憲の我ままと相俟つて、益々外債の必要を大ならしめこそすれ、到底改善されない。そうなつて来れば、破産状況に陥つてゐる支那は、最も多くかつ最も有利の条件で金を貸した国が支那の財政を支配するの力を得る事になつて來るのは知れた事である。しかしこれは支配権を得る国以外の各国の何れも好まぬ所である。そこで初めは各国とも、政治借款の競争に加わる事によつて積極的に自國の政治的利益を増進するに力めたが、競争の極めて激甚で、成功するまでの苦心と努力とは並大抵ではない。成功すればまだしも、不成功に終つたとなると、誠に目も当てられない。それが小国でもあればまだしも、堂々たる強国が比較的弱国にしてやられたとなれば、國家の威儀にも関する。甲借款の要求を拒絶された大国がその代償として乙借款を要求する。ここにまたまた他の借款競争が起る。このよだな事をしては、列国に取り勞多くして功少なきは勿論、支那から見ても、苦しまざれにやたらに借り散らす。貸す国が多くなればなる程、列国の支那の政治借款を利用しての政治的優越は得られなくなるが、得ても大したものでなくなり、すでに得たものも段々役に立たなくなるのみならず、支那の無暗

に借りる事実がその政治的腐敗を多くし、内争を繁くし、また国家の独立と主体までも損するに至り、国家としての信用程度を低くする。そうなれば列国も中々安心して金が貸せなくなる。そこで確実な担保を求めるようになるが、支那には幸か不幸か確実な担保が少ない。海関収入とか、塩税収入とか、菸酒公売費収入とか云う極く限られたもの以外には、担保としての確実性を持つたものがない。そこで金を支那に貸そうと云う国は、皆この限られた担保物を要求する。しかし限りある収入で限りない外債の担保にする訳には行かないから、自然債権国が仲善しになつて、確実な担保を分け合う事が債権の確保上必要となつて来るのみならず、この方法に依つて一国もしくは二、三少数国が政治借款の応募に依つて支那の政治に関する優勝の地位を獲得する事を防ぐことも出来る。そこで各國は政治借款に対し協同の必要を切実に感じた。もし支那の財政が外國の管理の下にあらねばならぬ事態にありとすれば、特定の一、二国でこれを独占する代りに、多数国の共同管理の下に置くを得策とした。幣制改革借款や満洲の興業借款やは、列國のこの政策を実現させる先駆となつた。元來この二個の借款は、始め支那政府から米国銀行團に申し出されたが、米国銀行家は當時獨力でこれを引き受けるを便としなかつた。これは一方米国の金融市場の状況にも依るが、他方米国側は支那の財政の将来を危惧して気乗りがしなかつたと云う事情もある。それに列国から猜疑の眼を以て見らるる事も快しとしなかつた。

8 支那の統一（1）

列国は支那の鞏固なる中央政府の出現を希望す

列国の協同的対支政策の一つが、支那の主権と独立の尊重であること前述の通りであるが、列国は決してこれに満足せず、支那の統一的国家となることを望んでいる。何が故に列国が支那の統一を欲するかと云うに、國に依りて必ずしもその動機と目的を一にするとは云い難いが、なお各国に共通の理由がある。この理由は大体三方面から考へるの必要がある。その一は國家間の礼讓及び同情である。支那は折角中華民国として、清朝時代に比し更に新たなる理想と期待とを以て国家的存在を企図する以上、他國はこの企図に対し出来得る限りの援助を与え、かつこの企図に障害を及ぼすような行動を差し控えねばならぬ。これが國家の友好関係にある他國に対する当然の礼讓である。また一面から見ればその義務である。しかしながら、支那の内部的事情は、前記の支那の理想と期待とを実現せしむるには余りに紛乱している。列国たるもの、これに対し深甚なる同情を禁することが出来ない。しかしながら、この礼讓と云い、同情と云い、皆支那の國家的存在そのものに対するもので、政体の如何は少なくとも理論上問題となつていい。国によつては或いは支那の共和政体に対して君主政体よりも多くの好感を持ち、或いは却つてこの反対の感情を持つものもある。しかし多數の國は支那に対する援助と支持を、共和政体たるが故に与うるものではない。政体は支那自身の決定すべき事柄で、列国の毫も与り知るべきでない。第二の理由は経済的理由である。もし支那が今日の如く不統一で、内争に忙しく、治安の維持も、

産業の発達助長も、到底手の届かぬ状態を持続していた日には、支那の広大無辺な土地も、数億の人口も、無尽蔵の富源も、結局は世界の文明にも、産業にも、何等貢献する所がない。眠れる獅子は遂に死せる獅子になつて終う。しかるに列国の対極東政策は昔日の政治的色彩に経済的色彩を加え、領土的欲望が漸次商工業上の利益の希求に變つて來ている。従つて列国は支那の統一及びその当然の結果たる産業の発達による利益の増進する時機の早からんことを希望する。そしてこれが同時に支那自身の利益であり、延いては世界の利益である。一切の通商条約の規定や、門戸開放機会均等主義等は、列国の支那における經濟的利益の増進を目的とするものではあるが、この規定や主義やが如何に都合よく適用せられたとするも、支那の内部的事情の改善の実が挙らぬ限り條約の規定も事実上役に立たぬこととなり、また機會均等主義も列国の利益を積極的に増進する手段とはなり得ぬ。一外国が他外国よりも不利益な状態に置かるるを防ぐと云う消極的利益に満足するより外に途はない。これは素より列国の支那における經濟的利益を増進するの途ではない。支那統一の經濟的理由はここに存する。第三の理由は外交的理由である。列国がかつて支那において独占排他的優越権を獲得するを理想とし、いわゆる利権競争に憂き身をやつしたことはすでに述べた通りである。比較的利権競争の圈外にあつて公正无私の態度で始終したと思われている米国すら、一八九七、八年頃には、或いは京漢鉄道敷設権獲得に白英両国と争い、或いは川漢鉄道敷設につき英独と争い、その他借款競争に、鉱山競争に、大いに力めたものである。しかし利権競争が終局的に自國のみの利益を増進するの不可能を觀取し、漸次態度を緩和し、次

9 支那の統一（2）

支那の統一に対する列国の方針と措置とは大体以上の通りである。しかるに予は度々支那は果して統一ある国家となる望みがあるかと云う問い合わせた。世間にはこのような疑問を懐く人が決して少なくはないことと思うから、左にこの問題を極めて簡単に論断する。

支那人と國家意識

凡そ或る社会が国家なる統一ある組織体たるがためには、単に人民が集まつただけで駄目な事は素より云うまでもない。一国の領域内における人民が鞏固な主権の下に制節秩序ある集団とならねばならぬ。支那が統一ある国家たり得べきや否やは、これが出来るか否かに依つて決せられねばならぬ。しかしにこの点につきては、主として外国人間に二様の観察が行われているようである。一は支那人に元來国家的意識がない。社会意識があるのみである。これでは統一ある国家の出来ようはずはないかと云う説である。

この説は或る時代には確かに真理であった。支那に「國」の字はあるが、いわゆる国家を意味せず、単に朝廷を意味して、國が亡びると云うは朝廷が亡びると云うと同じ意味であった時代があつた。「國」びて山河あり」と云う句で、この意味で解釈せねば判らぬ。この時代においては人民に國家意識がなかつたのであるから、真正の意義の国家なるものの存在するはずがない。しかしに近代の支那人には意識が出来て來た。歐米流の国家觀念は支那の歐米と交通するに連れて漸次人民の間に生じて來、殊に日清戦争後の支那人の醒覚は國家意識を支那官民に生ぜしめ、日

露戦争の結果を見ては、更にこの意識を明確ならしめた。しかしこの前後は清朝治下にあって、云わば少數の異人族たる滿族が、多数者たる漢民族を被征服者として支配していた時代であるから、國家意識なるものも少數民族の支配から脱せんとする民族意識となつて、漢人種間に反清運動が現われた。太平の乱の如きはその最も大なる現れである。第一革命の如きもまたその一例と見るべきものである。

しかるにこの第一革命の成功は支那人の民族意識を更に截然たる国家意識に進歩させた。かく云えども、予は一切の支那人に国家観念が出来たと云う訳ではない。政治に無関心な多数の階級が今日なお存在して、社会意識の外また国家意識のない者は跡を絶たぬ。しかし近代の支那の政治的風潮の構成者とも云うべき、かつ漸次勢力の内外に認められるに至つたヤング・チャイナは、最も明確な国家意識を有し、国家的見地よりする各種の運動を起した。支配階級及び実力階級がヤング・チャイナの声を聞き、もしくはこの声を利用するを得策と思うに至つて、国家意識は自然これ等階級間にも生ずるに至つたのである。支那人に社会観念あるも国家観念なきに依り統一を庶幾し得ずとの説の如きは、決して現代支那の真体を捕え得たものではない。彼のしばしば繰り返されるボイコットの如き、また現に唱えられている反帝国主義の如きは、国家観念の欠如している者の考え方及ぶべき事ではない。

10　列国の対支援助（1）——借款応募

列国の支那を統一的国家たらしむる第一の手段が、内政不干涉主義の確立であることはすでに述べた通りであるが、内政不干涉が支那の統一を実現し得るがためには、支那自身において統一を成し遂げるだけの熱心と実力とを持つことを前提とする。しかるに支那は果してこの熱心と実力とを持つているかと云うに、必ずしもそうでないようと思われる。余は一派の論者の如く支那の前途を悲観するものではないが、支那にしても今日のあの内争を止めず、産業の奨励も財政の改革も、はたまた文化的施設をも全然棄てて顧みず、政治家と軍閥とがひたすらに自己の権勢を増すことを意とし、土匪その間にあって隨時隨所に蜂起し、良民を苦しめ、外国人の生命財産を脅威し、中央政府も地方政府もこれが根絶の策を講ずるのいとまのないようでは、支那の統一は何時になつたら真に成就し得られるであろうかと云う疑念が誰しもに起こり、統一が永引けば永引く程、極東問題は紛糾し、内政不干涉の主義もまた厳格に実行せられ難いような事態の発生しないとも限られない。そこで列国は何等かの方策を執つて、この支那の統一を促進するの挙に出でなければならぬ。しかしたといこの挙に出づるとするも、支那の主権及び独立の尊重せられねばならぬ事は当然で、内政不干涉主義もまたこれを厳守せねばならぬ。支那の統一が支那自身の力を以て実現せらるべきことの原則は、どこまでも立てて置かねばならぬ。しからば列国の支那統一事業に対してなすべき措置は、結局支那の施設を統一的有力國家の樹立に向うよう外間から援助する事であらねばならぬ。しかもこの援助は支那をして完全に、かつ障礙なき統一の機会を与うることを目的とせねばならぬ。ワシントン會議でもこの事が論議された結果、九国条約第

一条を以て支那国以外の締約国は「支那カ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル為最完全ニシテ且障礙ナキ機会ヲ之ニ供与スルコト」を約するに至つたのである。そして支那を含む一切の締結国は、右の原則に違背しましたはこれを害すべき如何なる約定または了解を相互の間にも、各別にも、もしくは協同して他の一国または数国との間にも締結しないことの約束をした。もし締約国が適用問題を包含しかつ該問題の討議をなすを望ましと認める事態が発生したときは、何時にても関係締約国間に充分で、かつ隔意のない交渉をすることを得る次第は、内政不干渉主義を説明した際に述べた所と同様である。思うに支那に統一の障礙なき機会を与うることと内政不干渉とは互いに密接な関係があつて、後者は前者の目的を達するの一手段だとも考えられるし、それとあべこべに前者が後者のための一条件であるとも見られる。ともかく列国は支那に統一の機会を与うる事を以て列国の協同の一目的事項としたのは、別にワシントン会議に始まつた事ではなく、前々からこの傾向が漸次顯著になつて来ていた。ワシントン会議は実はこの現象を九国間に成立した条約の正文としただけではあるが、これによつて支那の統一問題に対する列国の態度を鮮明ならしめた事は、何と云つても九国条約の功績である。しからば支那の統一の機会を支那に付与するの方法如何と云うに、理想としては色々あるが、列国の政策を述べるために、理想の如何を云う必要がない。列国が如何なる事をしているかを説明すれば十分であろう。

列国のこの点につき現になしましたはなさんとしている事は大体三つに分つ事が出来る。第一は前記の目的のために積極的に支那に援助を与えることで、第二は支那の統一及び国力充実に障害

11　列国の対支援助（2）——関税改訂

第一次関税改訂

支那に対する列国共同の財政的援助の第二は、支那関税収入増加のために列国の取った措置である。元来支那の関税は極めて最近まで全部協定税率で、従価五分またはこれに相当する従量税率比較的低率である。近年になって対等条約国が出来、支那の国定税率も出来たが、主要な外国は不対等条約国で協定税率が賦課せられているため、支那はその増徴をするがためには是非とも凡ての不対等条約国の承諾を得ねばならぬ。しかし一切の不対等条約国の承諾は云々べくして行われ得ない難中難事であり、これがため関税の安排による内地産業の助長も財政の整理も実現しえずに入った。尤も支那は一八五八年と一九〇二年とにそれぞれ関税改正をなし遂げ得たが、これは支那自身の利益のためではなかった。即ち一八五八年の関税改正の時の事情を述べると、一八四三年の英清南京条約追加取決（即ち従価五分税の原則を定めた最初の条約）の締結せられた後に物価が年々下落して來た。従価税に付いては物価下落は税の低下となつて來るから五分の基準に何等の変動はないけれども、従量税に付いてはしからずで、物価の下落は税率の増加を結果する。しかるに前記条約の付属税表に列挙されている品目は多数従量税を採用していたので、一八四二年から一八五八年に至る物価の下落は外国品の関税負担を多くし、関税負担の消費者に転嫁せらるざる限り、負担は輸入品にかかるて來る。そこで英國政府の支那政府に対する現実五分税維持のための関税改訂提議となつた。但し英國の提議は単に輸入税及びこれを基礎として計出

せらるる輸入品の抵代税のみに関するもので、输出税には全然及んでいなかつた。ここにおいてか英清両国の代表者は上海に会して輸入税のみの改訂を商議し、ここに一八五八年の関税改訂となつたのである。

第一次関税改訂

第二回目の関税改訂は、第一回目のとは正反対に物価騰貴から来ている。一八五八年の改訂がようやく従価五分の関税標準を回復したけれども、従量税は依然として多数品目につき採用されていたので、物価の騰落は直ちに關稅負担率を動搖せしめた。しかして第一回改訂の後は物価の騰貴がほとんど全東洋の常例となり、漸次騰貴を加え、一九〇〇年頃には従価五分に相当すべきはずの従量税率は遂に従価三分内外に下つて終つた。この場合欧米諸国としては支那に供給する自國品の負担が軽くなり、支那から供給される原料品の負担がまた同様軽くなるのであるから、改訂を利益とはしなかつた。しかるにも拘わらず、一九〇二年の上海会議で大体現実五分の標準に関税（輸出税に触れなかつた事は第一回と同様である）を改訂したのは如何なる理由かと云うに、一九〇〇年の团匪事件なる非常事件があつたからである。この事件は支那に四億五千万両の賠償金支払の義務を負わしめたが、支那には金がないので直ちにこれを外債に振り替え、三十九個年の年賦払とし、その担保として關稅及び塩稅を引き当てた。しかるに當時關稅及び塩稅を担保とする外債は他にすでに存在して優先的地位にあつたから、もし關稅を現実三分位にして置く

12　列国の対支援助（3）

—— 収入及び支出に関する
或る種の関与

支那財政の紊乱

列国の支那に対する共同の財政援助が、主として借款及び関税増徴の承諾であることはすでに述べた通りである。しかしながら支那の国情から見れば、外国が単に金を貸してやつたり関税の増徴を認めたからと云つて、直ぐに同国の財政の基礎を鞏固にし得るものでない。何となれば、支那の国家收入はその租税收入たると国債收入たるとを問わず、非違が伴う場合が少なくない。どこの国にも多少の弊害があるとは云いながら、支那ではその程度が大きいと想像せられている。個人の懷合が太る割に、國家の歳計は割合に良くならぬと云つた事例が多いと認められている。のみならず地方軍憲の勢力が優に中央政府を圧し、中央政府が二、三の地方軍憲の支持によつてようやく存立していると云う状態の存続する以上、中央政府の収入の少なからざる部分が、軍憲の勢力維持に使用せられることは到底止むを得ない所かも知れぬ。そして軍憲の勢力維持が同時に中央政府の勢力の確立を妨げ、かつ軍憲相互間の勢力争いを盛んならしめる。かくて外国の支那中央政府に対する財政援助が折角高遠の理想から出ているにも拘わらず、事実は中央政府を弱めると云う結果となり、支那の統一もそれだけ益々困難に赴くこととなる。これでは財政援助も全く以て有害無益である。そこで列国が支那に対し共同して財政的援助を与えるに当つては、援助が真に援助となり、支那の福祉となり、東洋の平和を定め、延いて世界の平和を到来せしむるがため、列国の援助に依り得べき財政上の利得と収入とを真に支那の統一のために使用するよう

相当の監督または監視を必要とする。これがためには、一方収入の費途を制限し、或る程度まで内政にも干渉する必要が起つて来る。しかし支那の内政〔丕〕干渉は、主義として各国の何処までも認め、かつ尊重するの義務がある。この義務に違反してまでも財政上の監督または監視をするのは、決して妥当でない。そこで列国は、現に出来得る限り内政干渉と認められる程度及び範囲の監督または監視を避けている。従つて財政援助の結果が往々不徹底なものになつて終うを免れないが、これも致し方がない。しかば列国は如何なる方法に依つて監視の目的を達せんと力めているかと云うに、各国個々に支那に貸した金に付いては、例えば鉄道借款に付いては鉄道運輸主任と会計主任とを債権国人を以てこれに充てるとか、技師長を債権国人と支那人との二人とするとか、その他色々の方法を採つてゐるが、これはむしろ債務の弁済を確保するの趣旨から來たもので、これを以て財政援助の方法と見ることが出来ぬ。また列国協同のものでもない。

一九一一年幣制改革借款の条項

列国協同で、かつ財政援助の見地からする外国の財政監督条項としては、一九一一年の四国財團と支那政府との間の幣制改革借款に関する条項を挙げることが出来る。この借款は発行価格九十五、総額一千万ポンドであるから、支那の手取りは九百五十万ポンドとなるが、その内百万ポンドを満洲における工業發展のために、八百五十万ポンドを支那幣制の改革のために使用することとして、先づ費途及び充当金額の限定によつて監督条項の一とした。しかしこれだけでは、支

13　列国の対支援助（4）——各種勧告

列国の支那統一に対する協同的努力中の積極的施設は大体上述した通りであるが、列国はこれのみを以て決して満足せず、各自国の正当になし得る程度と範囲とにより、支那の統一及び国力の充実に障害ある各般の原因を除去する事に協力した事も少なくない。この努力も常に内政不干渉、支那の主権及び独立の尊重の主義に背反しない程度でやっているのは勿論である。

武器の輸入禁止

この点に付いて今日まで実行せられた事項は決して少くはないが、一々これをここに述べるのは煩雑に失すると思うからその内の最も重要なもの一、二を摘記して見ると、武器弾薬軍需品の支那輸入の禁止に関する承諾と、阿片、モルヒネその他魔醉剤、及びその注射器の輸入の禁止承諾である。先ず武器弾薬の支那輸入禁止について述べると、元来外国中、不対等条約国人は支那に武器弾薬を輸入するの自由が条約に依つて保障せられ、一八四二年より一九〇二年まで約六十年の長い間自由輸入が出来ていた。しかるに一九〇二年の輸入税率改訂取決書付属規程は、支那政府の徴求に依る場合またはその購買に対する適法免許を得た支那人に売り渡す場合以外は、一切その輸入を禁止している。列国がこの輸入禁止を承諾したのは何故であるかと云えば、支那の内乱を防止し、かつ内地の不秩序を避くるための必要に出でたものと云つて宜かろう。しからば何故武器弾薬及び軍需の輸入が国内の秩序を維持する所以であるかと云うに、これは一方支那で武器の製造が極めて幼稚で、漢陽だの德州だの上海だの、それから福州や廣東にも武器製造所

はあるが、その製造能力極めて少なく、到底内国の需要の半分も出来ないし、またたとい出来たとしても良質のものが出来ないから、精銳な武器は大部分外国から輸入されている。従つて輸入品にあらざれば国内の警備もほとんど不可能となつてゐる。しかるに支那の国内の秩序は極めて不安定で、土匪や強盗が白昼公然と武器を以て掠奪をほしいままにしてゐる地方が決して少くはない。もし精銳な武器が無制限に支那に輸入されるとしたならば、一方官兵と土匪との勢力関係に影響する。土匪は地方富豪から奪つた比較的豊富な資力を以てどしどし武器や弾薬を買う。官兵は財政不如意の支那の中央または地方政府の歳入から買うのであるから、土匪程に高価で精銳な武器弾薬を買う事が困難である。これがために官兵は土匪に対抗が出来ないことになる。これでは秩序がいよいよ保てなくなる。また一方土匪とまでは行かぬ小部隊の土賊なども、銃器さえ持たせねばそうそうその跳梁をほしいままにはさせて置かぬ。そこで政府の徵求するものまたは政府の免許を得て私人の購入するものの外は、一切輸入を禁止するの規定が必要となつて来る。輸入禁止が支那の治安維持に必要なる理由はここに存する。尤も支那の官兵と土匪その他の草賊との間には、極めて例外の部隊を除くの外、実質上大なる区別なしと見做されている。地方によつては今日の土匪は明日の官兵で、明日の官兵が今日の土匪と云つて差し支えない。或る人は、官兵と土匪との区別を人質を取らぬのと取るのとにするとさえ云つてゐる。この批評は少し酷に失しているとは思うが、兩者間に資質上の区別が余りない事は事実のようである。従つて脱走兵が官給の武器を持つて土匪團に加入する位の事は朝飯前であるから、武器弾薬を官用品または官

14 結論

在本章中，我們總結了整個研究的發現。首先，我們回顧了前幾章的內容，並對各個子題進行了評述。然後，我們進一步探討了這些發現的意義和應用價值。最後，我們提出了未來的研究方向和建議。

共同利益から独占利益を求めるに至った経過

以上今日までの支那の国際関係の沿革を要言すれば、列国が支那に対する態度は、スペイン人やポルトガル人やが始めて支那に来た時代はしばらく措き、阿片戦争前後頃から一八七〇年頃までは、列国は支那を通商互市のために開放しようとした共同の目的のために協調の方針を執った。勿論これには例外はある。この時代の露国の北満洲や伊犁、新疆に対する態度の如き、仏国の安南、東京に対する態度の如き、はたまた英國のビルマ、シキムに対する態度の如きはその最も頭著なるものであるが、少なくとも支那本部に対しては、列国に領土上の野心も、政治上の企図もなかつたかの如くに行動していた。一八八〇年代に仏国が一時台灣封鎖の手を北方に伸ばしクルベー艦隊を天津方面に向わしめようとした事はあるが、これは安南事件の解決の一方策としたままで、眞に北京、天津方面を割取しようとしたう意思があつたものとは思われていない。列国は各別に支那に対し色々な要求をした。要求の程度も方法も違っていたとは云うものの、その目的とする所は支那の通商的開放で、しかもそれは自国ののみのためでなく、列国共同の利益の増進のためであった。都市の開放を例に取ると、英國は支那をして一八四二年の南京条約に依つて上海以下の五港を開かしめたが、これは英國人に對し開かれると同時に、他の条約国人にも開かれた。また仏国が一八五八年の天津条約で、条約国人は特に条約の規定なき限り支那に対し何等の義務を負担しないと云う原則を承認させると、この地位は仏国人以外の一切の不対等条約国人にも同

様に認められた。その他この種の例は枚挙にいとまない。即ち当時列国の支那に求めたる所は自国人のみの利益ではなく、一切の外国人の利益であった。一八六三年九月在上海英國專管居留地と米國專管居留地と合併して、これを一切の外国人に一樣に開放せらるるに至つたのもその精神から出たものである。或る国では真底から列国共同の利益のための要求をするの本意がなかつたかも知れないが、結果は共同利益の増進と云う事實となつて現われて來た。少なくとも列国の支那に求めていた利益は、特定国の独占的のものではなかつた。しかるに支那の經濟的開国が一八六〇年の北京條約締結までに不満足ながら漸進的に実現せられ、同時に列国はそれ以上共同の目的の達成が、支那の内部の事情から見て労多くして功少なき事を知ると同時に、不完全ながら支那開放の目的を達した以上、何時までも共同利益の増進にばかり努力することが決してその本然の欲求に副う所以でないのだから、更に進んで、自國の独占的特權を獲得するを得策と認めるに至つた。これは支那の實力がようやくこれ等の諸国に知られて、支那与し易しと考えたことと、歐洲諸国の植民熱が普仏戰爭後十年ならずして勃興し、フエリー首相下の仏国内閣が往時の敵ドイツの支持を受けアフリカ方面で盛んに英國と植民的利益を争つてより以後は、殊に植民熱の盛んなるを致し、その後一八八〇年頃からドイツもまた植民国として活動するに至つては、極東においてのみ阿片戰争や英仏連合戰争当時のままの立派な協調的態度のみを持続することはむしろ不可能であつたと見られる。列國協調主義が破れるべき運命に立ち至つたのは、これ等事情の下においては誠にやむを得ないことであつた。

条約／密約	
六国財團	116, 161, 164, 202, 203, 230
わ 行	
ワシントン会議／華府会議	26,
	28-30, 101, 103-107, 119-124, 137, 140, 141, 147, 158, 159, 178, 187-191, 195, 197, 198, 205, 206, 208, 215, 222, 241, 246, 248, 249 ワシントン条約／華府条約 103, 141, 188, 189, 191-193, 198, 248

張作霖 239
張之洞 68, 72, 75
長髪賊の乱 45, 46 →太平の乱
天津条約 43, 44, 92, 138, 226, 228
唐紹儀 203
東部内蒙古 168-171
ドーズ案 25
独支協約 243
特殊権利 169
特殊地位 82, 164, 165, 167
特殊利益 34, 169, 172, 228, 229, 235

な 行

南京条約 42, 184, 197, 226, 232
日独戦争 120, 131
日仏協商 88, 89, 99, 117, 230
日仏協約 88
日露協商 230
日露協約 87, 88
日露戦争 66, 67, 69, 77, 87, 89, 120, 125, 126, 131, 144
日清戦争 34, 48, 49, 52-54, 72, 77, 112, 113, 125, 136, 144, 160, 207, 229, 232
ネルチンスク条約 40, 44

は 行

ハート 48, 59, 206
バーリングゲーム 93
馬関条約 53
バルフォア決議 215
馮玉祥 194, 249
フェリー 227
不対等条約 31, 32, 138, 139, 184, 195, 212, 214, 226, 231-236, 240-249
仏安同盟条約 46
仏清条約 57
フルニエ一条約 60
米支条約 197

幣制改革借款 115, 161, 201
ヘー 93, 94
ヘー提議 94-96, 100
北京外交団 187, 193, 214, 240
北京条約 44, 227, 228
ペルサイユ条約 112, 217
変法自彊 73
奉漸戦争 249
ポーツマス条約 77, 87, 99

ま 行

マッキンレー 94
マッケー条約 189-190
マルガリー殺害事件 45, 229
満蒙 164, 167, 168, 170, 171, 173, 174
南満洲 88, 168-171
南満洲鉄道 171, 172, 174
門戸開放 26, 102, 129, 133, 180, 236

や 行

ユーリン宣言 234, 235

ら 行

リヴァディア条約 48
釐金 30, 188-190, 195-198
李鴻章 48, 54, 72, 147
旅順 55, 56, 82
旅大 56-58, 62, 82, 126 →大連
李ロバノフ条約／密約 54, 56, 125
→露清軍事同盟密約
臨城事件 135, 139, 140
ルート決議 121-123, 137
黎元洪 222
ロカルノ会議 25
露支協商 234
露支協定 234, 241
露支協約 31, 33, 243
露清軍事同盟密約 82 →李ロバノフ

索引

あ 行

- 阿片戦争 38, 42, 45, 120, 226, 227
アロー号事件 43
アンダーウッド 208
安南事件 226
石井ランシング協商／約定 99, 117,
 119
 ウッドヘッド 218
英支協約 47
英支条約 96, 197
英独協商 96, 97, 100, 101, 103
英露協商 82
袁世凱 147, 150

か 行

- 華府会議 →ワシントン会議
華府条約 →ワシントン条約
カラハーン 234, 241
カラハーン宣言 234, 235
機会均等 26, 63, 87, 92, 95-107, 109,
 118, 121, 129, 133
キャクタ条約 40, 41, 44
九国条約 29, 101, 103-107, 109,
 124-126, 133, 137, 158, 159, 187
クリスピ借款 203
広州湾 56, 57, 60, 123
膠州湾 56, 123, 131
康有為 72, 73
五国財團 161, 162
吳佩孚 194
小村条約 77

ゴルドン 48

さ 行

- サイゴン条約 46
戴振貝子 73, 77
左宗棠 47, 48
サンクト・ペテルブルグ条約 48
三国干涉 55, 86, 131
四国財團 116, 161, 163, 201, 231
芝罘条約 34, 45, 228, 229
下関条約 →馬關条約
上海事件 248
上海条約 189, 190
スコット・ムラビエフ協定 83
盛宣懷 75, 160
西太后 73
接壤 60, 165, 169, 228
専管居留地 136, 227, 234
孫逸仙 72
孫伝芳 134, 194

た 行

- 太平の乱 47, 145 →長髪賊の乱
大連 56, 62, 69 →旅大
台湾 61, 226
高平ルート協約／約定 99, 117
端郡王 73
段執政〔段祺瑞〕 134, 248
団匪事件 67, 73, 77, 86, 95, 96, 160,
 185, 186, 192, 207, 208, 229, 246
芝罘条約 →しふうじょうやく